【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年６月30日
【会社名】	昭栄薬品株式会社
【英訳名】	SHOEI YAKUHIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　藤原 佐一郎
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区安土町一丁目５番１号
【電話番号】	06-6262-2707
【事務連絡者氏名】	取締役財務本部長　成瀬 幸次
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区安土町一丁目５番１号
【電話番号】	06-6262-2707
【事務連絡者氏名】	取締役財務本部長　成瀬 幸次
【縦覧に供する場所】	昭栄薬品株式会社　東京支店 (東京都中央区東日本橋一丁目１番５号ヒューリック東日本橋ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、平成28年６月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金40円 総額47,721,400円

③ 効力発生日

平成28年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務を執行する取締役の業務執行の適法性、妥当性　の監査を担い、また監査等委員である取締役が取締役会においてその議決権を行使する等により、業務を執行する取締役及び取締役会の監査・監督を一層強化し、国内外のステークホルダーの期待に応えうる体制を構築することで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款について所要の見直しを行うものであります。

また、株式取扱規程において権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第11条に所要の変更を行い、加えてその他記載文言の統一を行うものであります。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）７名選任の件

鐵野磨輝男、藤原佐一郎、内野佐斗司、小林節夫、渡辺伸一、成瀬幸次、小池宏美の７氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

田嶋和重、岩井伸太郎、今川忠の３氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を年額350百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内と定めるものであります。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与等は含まないものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)４
第１号議案	9,031	7	0	(注)１	可決　(93.49)
第２号議案	9,027	11	0	(注)２	可決　(93.45)
第３号議案					
鐵野磨輝男	9,027	11	0	(注)３	可決　(93.45)
藤原佐一郎	9,028	10	0		可決　(93.46)
内野佐斗司	9,027	11	0		可決　(93.45)
小林節夫	9,027	11	0		可決　(93.45)
渡辺伸一	9,027	11	0		可決　(93.45)
成瀬幸次	9,028	10	0		可決　(93.46)
小池宏美	9,028	10	0		可決　(93.46)
第４号議案					
田嶋和重	9,032	6	0	(注)３	可決　(93.50)
岩井伸太郎	9,032	6	0		可決　(93.50)
今川忠	9,031	7	0		可決　(93.49)
第５号議案	9,022	16	0	(注)１	可決　(93.40)

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
４．賛成割合は、本総会に出席した株主全員の議決権数（本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主分）を分母として計算し、小数点第３位を四捨五入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。